合にあっては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の五第二項、水産加工業協同組合連合会にあっては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限り、信託業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（第四号に掲げるものを除く。）

二　（略）

三　（略）

イ　（略）

ロ　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号に掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務に該当するものを除く。）を受託する契約の締結

四　（略）

五　前項第六号に掲げる者の資金の貸付けの代理又は媒介

六　前項第七号に掲げる者が営む貸金業（貸金業法第二条第一項に規定する貸金業をいい、同号に規定する業務に附帯して営むものに限る。）の業務の媒介

七　前項第八号から第二十二号までに掲げる者の業務の代理

（預金の受払事務の委託等）

第二条　規則第十九条第一号イに規定する主務大臣等が別に定める者は、次に掲げる者とする。

一　有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第十三条第五号において同じ。）（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）を営む金融商品取引業者

二　貸金業法第三条第一項の登録を受けた者であって、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者

三　保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等

2　（略）

（自己資本の額に加える調整）

第三条　規則第二十六条第三項に規定する法第二十三条第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。）及び単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。）の合計額とする。

（削る）

合にあっては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあっては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（第三号に掲げるものを除く。）

一の二　（略）

二　前項第四号に掲げる者の次に掲げる業務（法第二十一条第七項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ　（略）

ロ　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号に掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結

三　（略）

（新設）

（新設）

四　前項第六号から第十九号までに掲げる者の業務の代理

（預金の受払事務の委託等）

第二条　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第十九条第一号イに規定する主務大臣等が別に定める者は、次に掲げる者とする。

一　有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）を営む金融商品取引業者

二　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けた者であって、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者

三　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等

2　（略）

（自己資本の額に加える調整）

第三条　海外営業拠点（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する場合に株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の規則第二十六条第二項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額は、単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下同じ。）、単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下同じ。）及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額（自己資本比率告示第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。

2　前項の単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（財